

外貨普通預金

(2014年7月7日現在)

1. 商品名	外貨普通預金
2. 販売対象	個人または法人のお客さま
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法	
(1) 預入方法	<p>当行の本支店窓口で、随時お預入れいただけます。</p> <p>(2回目以降のお預入れは、当初口座を開設していただいたお取引店のみのお取扱いとなります。)</p>
(2) 取扱通貨	米ドル他当行取扱通貨
(3) 預入金額	1通貨以上、1補助通貨単位
5. 払戻方法	当行の本支店窓口（お預入れいただいているお取引店に限ります。）で、随時払戻します。
6. 利息	
(1) 適用金利	<p>市場金利をもとに決定した当行所定の利率を適用します。</p> <p>利率については窓口までお問い合わせください。</p>
(2) 利息支払	毎年2月と8月の当行所定の日に当該口座に入金します。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1通貨以上について付利単位を1通貨単位として、1年を365日とする日割り計算により利息を計算します。
(4) 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人：分離課税（国税15%および地方税5%、合計20%） 法人：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。 ・外貨預金にはマル優はご利用いただけません。
7. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際（お預入れ時）および外貨を円にする際（お引出し時）は手数料（1米ドルあたり片道1円（往復2円）、1ユーロあたり片道1円50銭（往復3円）、1豪ドルあたり片道2円50銭（往復5円）等）がかかります。お預入れおよびお引出しの際は、この手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTS相場（お預入れ時）、TTB相場（お引出し時）をそれぞれ適用します。為替相場の変動リスクを含め、円貨換算にともなう差額はお客さまの責任においてご負担いただきます。（当日の取引額が10万通貨単位以上（タイ・パーツは300万パーツ以上）となる場合は、お預入れ時・お引出し時とも当日のTTS相場・TTB相場ではなく、市場実勢相場に基づく当行所定の相場を適用します。） 【その他手数料】 ・米ドル現金での預入・払出は、1ドルあたり3円の手数料が掛かります。（外貨現金取扱店に米ドルでお預入れの場合のみ取扱可能となります。） ・ご本人の外貨預金口座への振替は、手数料が掛かりません。 ・外貨建送金での払出は、以下の手数料が掛かります。 <ul style="list-style-type: none"> 送金手数料：4,000円（ただし、国内送金当行の場合 2,000円） 外貨取扱手数料：外貨額の0.05%最低2,500円、 支払銀行手数料：〈依頼人負担の場合のみ〉2,500円

7. 手数料等（続き）	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建送金での預入は、以下の手数料が掛かります。 外貨取扱手数料 ：外貨額の0.05%最低2,500円 被仕向送金事務手数料：1,500円 <p>詳しくは、別途お渡しする「外貨預金に関する手数料」をご参照ください。</p>
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	預金保険の対象外です。
10. 元本欠損リスクと要因	<p>外貨預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり5円等）がかかるため、お引出し時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ることがあります。</p>
11. 権利行使上の制限・ 中途解約の制限	—
12. 想定されるリスク	<p>外国為替市場において外国為替取引が行われない場合など、外貨預金のお預入れや払戻しに應じられないことがあります。</p>
13. その他の説明事項 (1) 通帳の非発行について (2) 口座番号について (3) 為替差益への課税 (4) 取扱時間帯について (5) 為替予約	<ul style="list-style-type: none"> 通帳は発行いたしません。 3ヶ月に一度発行される総合ステートメントに口座の入出金明細が記載されます。 毎月の入出金明細が必要な場合はお取引店にお問合せ願います。 <p>口座番号は後日郵送させていただく計算書（隠ぺいはがき）に記載の「取扱番号」でご案内いたします。お急ぎの場合は窓口でその旨お申し出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人：総合課税（雑所得として、確定申告が必要です。） ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合は申告は不要です。 なお、為替差損については雑所得から控除することができます。 法人：総合課税（非課税法人の場合は非課税） <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>窓口の取扱時間帯は、米ドル・ユーロ・豪ドル・NZドルは平日午前10時頃、それ以外の通貨は平日午前11時30分頃（当日の取引相場確定後）から午後3時までです。</p> <p>原則として、入出金ともにお取扱いいたしません。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109（ナビダイヤル）
または 03-5252-3772